

令和2年8月4日

介護サービス事業者 各位

那覇市福祉チャージかんじゅう課長
(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言の発出に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症への対応に多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年8月1日より沖縄県において沖縄県緊急事態宣言が発出されました。つきましては、令和2年7月31日沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長「沖縄県緊急事態宣言の発出に伴う対応について」に沿って、以下の取扱いとしますので、ご確認の上、必要な介護サービスの実施をお願い致します。

なお、8月16日以降の対応については後日改めてご連絡致します。

1. 緊急事態宣言中の対応

	8/1~8/15 まで
高齢者施設全般	感染防止対策に留意の上、必要なサービスを継続的に提供
通所・短期入所サービス	(利用自粛の協力お願い) 家庭対応が可能な方については、当該利用者やその家族の意向を十分に確認の上、利用自粛の協力を求める
	(自主的なサービス休止時) やむを得ず自主的にサービスを休止する場合には、利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所等と連携して、訪問系サービスの提供など代替サービスの検討を行い、適切なサービスの提供の確保 ※別紙1「サービス利用調整の事例」参照
	(感染者増加による休業要請等におけるサービス休業時への備え) 利用者やその家族、居宅介護支援事業所等と相談の上、サービスの利用調整や代替サービスの確保等について、あらかじめ検討 ※別紙1参照
入所・居住系サービス	面会の原則中止

2. 利用者やその家族への説明

通所系、短期入所系サービスの利用にあたり、令和2年6月1日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（介護保険最新情報 vol. 842）の取扱いを適用する場合には、同第13報（介護保険最新情報 vol. 847）において、利用者（ご家族）からの同意は口頭でも良いとされているところですが、サービス利用日数や通所時間、利用者負担金額の変更について、利用者（ご家族）の理解が得られるよう懇切丁寧な説明を行われてください。

3. 事業所等への自治体からの支援

①（沖縄県実施）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）

- ・感染症対策に要する衛生用品等の購入等（令和2年4月1日購入分から対象）
※国が示している上限額の範囲内で支給が可能
※領収書等の保管をお願いします
※手指消毒用エタノール優先供給にて購入した分も対象とする予定
- ・介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業など。

8月中旬以降に沖縄県ホームページ掲載予定

②（那覇市実施）サービス継続支援事業

・通所系サービスにおいて通所に替わり代替サービスとして訪問を行った事業所等については、通常のサービス提供時では想定されないかかり増し経費に係る補助金（サービス継続支援事業）を準備します。

事例としては、自転車購入、車両のリース費用、衛生用品の購入費用、訪問介護事業所に所属する訪問介護員への謝礼金など、訪問に切替えたことによる費用等が該当しますが、受付開始は予算成立後9月下旬を予定しており、予算範囲内において決定します。（令和2年1月15日以降の対応分遡及可）

ご検討の際は必ずホームページ資料（那覇市公式ホームページにて「介護サービス事業者の皆様へ 施設グループからのお知らせ」にて掲載中）をご確認ください。受付開始時期については改めて周知致します。

（問合せ先）

那覇市福祉部チャージがんじゅう課

電話：098-862-9010 F A X：098-862-9648

- ・臨時的取扱いについて

給付グループ 中山、比嘉（良）

総合事業グループ 東江、安座間

- ・サービス継続支援事業、その他

施設グループ 上原